

第十三回 参議院電気通信委員会會議録第四十一号

昭和二十七年六月十六日(月曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 鈴木 恭一君
理事 山田 節男君
委員 大島 定吉君
寺尾 豊君
新谷寅三郎君
水橋 藤作君
池田七郎兵衛君

國務大臣

- 郵政大臣 佐藤 榮作君
電気通信大臣 山下知二郎君

政府委員

- 電気通信省 大泉 周藏君
官房審議室長 山岸 重孝君
電気通信大臣 田邊 正君
業務局長 花岡 薫君
電気通信省 横田 信夫君
局長 後藤 隆吉君
常任委員 柏原 榮一君
常任委員 會專門員
常任委員 會專門員

本日の會議に付した事件

- 連合委員会開会の件
○國際電信電話株式会社法案(内閣提

出・衆議院送付)

○日本電信電話公社法案(内閣提出・衆議院送付)

○日本電信電話公社施行法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(鈴木恭一君) 只今より電気通信委員会を開会いたします。國際電信電話株式会社法案並びに日本電信電話公社法案、日本電信電話公社施行法案を議題といたします。

質疑に入ります前に、御報告かたがた御了解を得たいことがございまして、それは、電気通信委員会と大蔵委員会との連合委員会の開催の件でございますが、明十七日に、電気通信委員会散会后に連合委員会を開く予定にいたしております。が、大蔵委員会において先に当委員会に提出されました連合委員会開会申入れの文書は撤回することになり、明十七日に、大蔵委員会は本日開かれておりませんので、明日の大蔵委員会での右の決定がありましてから、大蔵委員会において正式に決定したいと存じます。従つて明日連合委員会を開く予定にはしてありますが、右のような事情で、公報に大蔵委員会を掲げておくことにいたしました。御報告かた、御了承をお願いいたします。

○新谷寅三郎君 先般希望を申し上げたように、大蔵委員会のほうでは、こちらの委員会に対する申入れを撤回するということについて、これは委員長相

互間の話し合いで、大蔵委員長が責任を持つてやるということになつておるのですか。

○委員長(鈴木恭一君) お答えいたします。大蔵委員長は責任を持つてやります。併し形式的に開かれないのです。

○新谷寅三郎君 大蔵委員長が責任を持つてやるというならば、大蔵委員長の前掲で、今のお話のように連合委員会の手続を進められることについて異論はありません。

○委員長(鈴木恭一君) 如何いたしましたらうか。今新谷委員の言われましたように取計らつてよろしうございますか。

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないと認めます。そういうことで、なお大蔵委員長と相談いたしました。場合によりましては、案件として明日の公報にこれを掲げたいと存じます。

○新谷寅三郎君 ただその連合委員会が、お互いに審議を尽くすという意味で開かれるわけですが、従つて連合委員会が長引くようなことがあつては、当委員会の審議にも差支えると思うのです。それで委員長との交渉で、これは一回だけで済むのですか。或いは何回でも必要があればやるといふことになつておるのですか。

○委員長(鈴木恭一君) 只今まで委員長と理事のかたとお打合せをいたしましたことによりまして、一回で勿論済

みそうでございます。

○新谷寅三郎君 了承いたしました。

○委員長(鈴木恭一君) それでは公社法案に対して御質疑がございませばお願いいたします。

○山田節男君 大臣が見えるまで、他の政府委員に対して質問を申し上げたいと思ひます。

第四章の財務、会計に関する例の第四十条の予算の弾力性の問題ですが、この間新谷委員から繰々質問があつたごとく、私も拝聴したわけですが、なお私重ねてお聞きしたいことは、この予算の弾力性を持たす、他の公社では、例えば国鉄、鉄道公社ではこういう制度がない。今回電信電話公社で予算の弾力性を持たしたということは、これはやはり企業体としての一つの自主性を持たす意味で、私は趣旨はいいと思うのです。ただその間私なお明らかにしておきたいと思ひますことは、この予算の弾力性を持たせるという第四十条の規定ですね。例えば予備費の問題です。予備費の四十五条の問題は、これはいわゆる災害復旧の場合、まあ「その他避けることができない事由による支出予算の不足を補うため」云々と、これは過日横田政府委員です。新谷委員の質問に対して、これはもう災害復旧のためにやるのだと。それからも一つは、予算の弾力性を持たすことについて関連してお尋ねしたいことは、この給与総額の問題がございましたね。四十三条ですね。四十三

支給する給与の総額、これは予算の中に、ちやんと予算総額の中に入るべきもの、こういうふうに私了解するのですが、この予算の弾力性を持たすといふことの意味の範囲といふますか、先ほども申し上げたような予備費との関連、これは實際厳密にそういう區別ができるかどうか。實際上明確にここに予備費の場合と、今例えば災害復旧の場合に申上げますが、予備費が災害復旧という趣旨としては、「需要の急激な増加、経済事情の変動その他予測することができない」、それから予備費の場合においても、「災害の復旧その他避けることができない事由による支出予算の不足を補う」、どちらも不可避といふ言葉が使つてある。これはどういふふうな實際に明確にできるかというのですね。できれば一つ具体的に御説明願ひたい。

○政府委員(横田信夫君) 只今お尋ねの点についてお答えいたします。今お尋ねの点が、大きな問題として二点あつたやうであります。四十三条に関連いたしました。予算の弾力性を持たす、その内容として予備費との関係及び給与総額との関係、これはどうなるかというお尋ねのやうに了解いたしました。

先ず予備費との関係であります。御承知のように、従来の予備費と申します中には、災害復旧その他この予備費だけではない、従来の予備費は、業務量の増加、災害の復旧その他と

支給する給与の総額、これは予算の中に、ちやんと予算総額の中に入るべきもの、こういうふうに私了解するのですが、この予算の弾力性を持たすといふことの意味の範囲といふますか、先ほども申し上げたような予備費との関連、これは實際厳密にそういう區別ができるかどうか。實際上明確にここに予備費の場合と、今例えば災害復旧の場合に申上げますが、予備費が災害復旧という趣旨としては、「需要の急激な増加、経済事情の変動その他予測することができない」、それから予備費の場合においても、「災害の復旧その他避けることができない事由による支出予算の不足を補う」、どちらも不可避といふ言葉が使つてある。これはどういふふうな實際に明確にできるかというのですね。できれば一つ具体的に御説明願ひたい。

○政府委員(横田信夫君) 只今お尋ねの点についてお答えいたします。今お尋ねの点が、大きな問題として二点あつたやうであります。四十三条に関連いたしました。予算の弾力性を持たす、その内容として予備費との関係及び給与総額との関係、これはどうなるかというお尋ねのやうに了解いたしました。

先ず予備費との関係であります。御承知のように、従来の予備費と申します中には、災害復旧その他この予備費だけではない、従来の予備費は、業務量の増加、災害の復旧その他と

支給する給与の総額、これは予算の中に、ちやんと予算総額の中に入るべきもの、こういうふうに私了解するのですが、この予算の弾力性を持たすといふことの意味の範囲といふますか、先ほども申し上げたような予備費との関連、これは實際厳密にそういう區別ができるかどうか。實際上明確にここに予備費の場合と、今例えば災害復旧の場合に申上げますが、予備費が災害復旧という趣旨としては、「需要の急激な増加、経済事情の変動その他予測することができない」、それから予備費の場合においても、「災害の復旧その他避けることができない事由による支出予算の不足を補う」、どちらも不可避といふ言葉が使つてある。これはどういふふうな實際に明確にできるかというのですね。できれば一つ具体的に御説明願ひたい。

○政府委員(横田信夫君) 只今お尋ねの点についてお答えいたします。今お尋ねの点が、大きな問題として二点あつたやうであります。四十三条に関連いたしました。予算の弾力性を持たす、その内容として予備費との関係及び給与総額との関係、これはどうなるかというお尋ねのやうに了解いたしました。

いうふうになつております。いわゆる業務量のほうも予備費で賄うという構成に今の特別会計予算、或いは国鉄予算もそうなつておるわけでありませう。ところがこの業務量の増加と申しますのは、勿論この四十条にありませう。需要の急激な増加、経済事情の変動、いわゆるマーケットの変動によつて見込業務量よりはお客さんの需要が多くて、それに又対比することができるといふ問題であります。そうなれば収入もおのずから殖えて来る。これは従いまして予備費の問題でなくて、それによつて業務量が殖えまして、収入も上る。これは予算の弾力性の問題としてこれを解決したい。従いましてこれは四十三条の問題になりまして、この予算総則の中でこの収入支出予算に関する総括的規定というところで、その点を明らかにしておけばこれは足りる問題であらう。予備費は、災害の復旧そのほかの目的に限定しまして、マーケットの変動によるものは、これは予算総則の弾力で解決して行きたい、こういう意味であります。

与総額で抑えておるわけでありませう。即ち給与総額というものをきめるという趣旨は、給与の総額をきめて、中の人員といふものはこれはきめない。できるだけこれから業務量が殖えまして、そう無暗に人を殖えずに給与ペーシスを上げて行く、この趣旨はよろしい。併しこの給与準則が総額をきめるような準則のきめ方をしはけない。これは或る意味において当然であると思ひますが、併しそこで、ここに掲げられておる四十三条の六号に、それから四十三条の初めに書いてあります予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設ける外となつておる。この収入支出予算に関する「総括的規定（予算に与えられる第四十條に規定する弾力性の範囲を定める規定を含む）」となつております。これとの関係でありまして、今の給与総額、給与の中にも或る程度変動的なものもあります。固定的なものもある。固定的なもの、勿論これではつきり抑えて行くわけでありませうが、給与総額につきましても、業務量が非常に殖えて行くということによつて、いわゆる弾力性を或る程度備えていい問題も起るかと思ひます。そういう場合は、この予算総則で、収入支出予算に関する総括的規定の中に、給与総額についても今の或る程度の弾力性を持たすといふようなことが、これはできるといふ規定でありませう、そうなりませう。この今の収入支出予算の中に挙つております給与総額、これは一応固定的なものは金額が載るわけでありませう。そのほか、業務量が非常に殖えたという場合に、或る程度の給与総額に弾力性を持たすといふものがくつ付

いて、この四十三条の総則でくつ付いておる。その両方くつ付いたものとして、給与の総額については両方含めたものとして、この事業の運行はやつてよろしいといふことができるように、この法律の規定はなつておるわけでありませう。

○山田節男君 この第四十條のいわゆる予算の弾力性といふことは、これは私も非常に趣旨はいいと思ひます。併しこれは即ち需要予算主義であつて、国家の一般会計予算に比べると非常に弾力性がある。これは私ども非常に結構だと思ひます。只今のうちに企業体、企業的な経営としてやり、而も高効率、高賃金ということをやつておられるわけですね。そういう場合に、この従来の公社の観念、例えば国鉄の例をとつても、やはり給与の総額といふことをいつておるわけですが、他の方面においては、相当流線的な従来の公社の欠点を補つておる。いわゆる需要予算主義をとられて、高効率、高賃金をとつておる、こういう線が強く打ち出されておつて、給与の総額だけは、今横田政府委員が言われたような多少の何はあるにしても、建前から言へば、給与の総額といふものはむしろきめないで、これはもう自主的にやるのですから、だからそこにはいわゆる需要予算主義で以て私は適宜処理できるのじやないか。むしろそのほうがいわゆる自主性を持たし、又従業員に対して非常な希望を持たせて行くといふ趣旨じやないか、そうなるのじやないかと私は思ふのです。然るにあえてこういつたような給与の総額といふものはやはり従来の、まあまあいいと言ひませぬ。やはり国営の残滓が残

つておるような給与の総額といふものをここに謳われておるといふことが、今あなたの御説明の程度では、本當にこれを企業の経営を自主的にやるという建前からすれば少し不当じやないか、画龍点睛を欠くものじやないか、こういうふうに私感するのです。これは大臣としても、給与総額の問題、これはただ従業員が云々という問題ではなくて、企業体の自主性を持たして能率を上げて行くといふのは、何も給与の総額を棒をきめておかないでペーシスに弾力性がある。そして能率を高くすればいいのです。そしてこの点が了解行かないのですが、そしてこの四十五條の予備費の場合は、この中に何ら監督の、主管大臣である、これはいえは郵政大臣ですね。まあ認可といふことは要らないにしても、少くとも主管大臣で通告がなつかして、予備費といふものの支出が、相当の大災害が起る場合、相当の金額に上るといふような場合には、これほど郵政大臣が非常に強い権限を与えられておる本法案としては、予備費に対しては何ら主管大臣が関係ないようにされておるのであるが、この御趣旨はどういうことなのか。

○政府委員(横田信夫君) お話の点につきまして、二点やはり御指摘になりましたようでありませうが、給与総額を設けることの適否につきましては、これはいろいろ考へ方があると思ひます。この給与総額といふ給与総額といふものは、業務量の場合においては、同様に業務量の場合においては、人も減らし、給与ペーシスも上げる、これは事業としても相当問題でありませうし、又御承知のように、我

私も、又従業員も現在までにすでに相当努力いたして来てはおりますが、併し官営事業の常として、むしろ輿論から批判されておる問題は、いわゆる役所といふものは、給料は低けれども働きの少ないのだ、もつと人を少くして、うんと働いて、給与を上げるべきじやないか、こういう声が一般の輿論の趨勢のように見受けられます。勿論従業員も我々もできるだけ努力はいたしておりますが、なおこの点については、将来努力の余地は私はあると存じます。そうしますと、業務量と同じの場合に、給与ペーシスを上げる、いわゆる高賃金をとるとすれば、できるだけ少い人間に、人も多くし給与ペーシスも上げるというのでなしに、これはできるだけ少い人間で給与ペーシスを上げて行く、これが事業の本旨ではなからうか。又現在といたしましては、国民輿論が我々の事業に要望しておるところじやなからうかと思ひます。併しその意味で、今給与総額の固定性があるという点については、現在の実情を前提にいたしますならば、この給与総額の設定といふことも必ずしも無理からんことじやないかと思ひます。将来この公社といふものが、国民一般から考へまして、もう手離しに任して、そういうことについては、もう企業体が完全に信用できると、国民も国会も政府もお考へになれば、この給与総額といふ問題は、その時期には再び考へ直されておるわけでありませう。併し現在におきましても、今御指摘の中にも、業務量が相当變つて来る。業務量が變つた場合に、なお且つ相当増加するといふ場合にも、飽くまで固定的に行くかとい



いうものが直接の表面の責任といいますが、公共企業体の責任の所在を明らかにするといへば、その責任の所在は経営委員会にある。かように解釈せざるを得ないと思うのです。ところがこの法案の総裁は、これは国会の承認を得ないで、内閣の直接の任命になつておる。而もその総裁が経営委員会の特別委員という資格で経営委員になる。そういたしますと、総裁というものは内閣に対しては責任を持つてゐるけれども、国会に対する責任というものが、どうも私ははつきりしない。そして又この法案によりますと、経営委員のところが第十條を見ますと、経営委員会は、公社の業務の運営に関する重要事項の決定機関、一つの議決機関のようになつてゐる。そういう建前から見ますと、執行機関の最高責任者は総裁である。こういうふうになりますと、従来の公社、例えば鉄道公社の例を挙げてみても、総裁の国会に対する責任というものは明確にされてゐない。というところは、経営委員会に対する総裁の責任というものが、どうもこの法案ではつきりしないのですが、こういう極めてユニークな、従来の公社の概念からすると、総裁というものは非常に権限を持つてゐることになるわけですが、この点に関して大臣は、どういふようにしてこれを、国会に対する責任を明らかにするか。いわゆる公社の責任の所在を明らかにせしめるかというところをお考えになつてゐるか、これをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤製作君) 総裁は、御承知のように政府が任命することになつておられます。国鉄の場合と違ひまして、経営委員会の推薦とか、或いは国会の承認とかいふような問題が、この場合はないといふことにはつきりいたしておるのであります。かようにいたしてしまふゆゑのもの、執行機関、執行上の責任と申しますか、これは率べて政府にある。従ひましてその意味において、政府が総裁を任命するといふことに建前はなつておるわけでありませう。この関係を国会との関係から見ますれば、国会に對する関係においては、直接の関係に立たないで、間接な関係に立つたじやないか。総裁の任命等、或いは業績等につきまして、国会からいへば、批判を頂きます場合においては、政府が総裁任命の責任をとるというふうなことにするといふのがこの法律の骨子であります。只今お挙げになりましたように、経営委員会に臨みます場合も、特別委員という資格において経営委員会に参画する。従ひまして総裁である場合には、経営委員会のあり方として、この委員であることが経営委員会の運営上望ましいし、又同時に意思決定機関、この真の目的とするところを執行に移す、かような意味合いにおいても、これを特別委員として経営委員会に参画するが適當ではないか。かように考へておる次第であります。いへば、在来の例等から御覽になりますと、国鉄の場合と比べて異なりますと、何だか今度の場合が特別な考え方をしておるようになつてゐるのだらうと思ひますが、只今申し上げますように、公社の業務遂行の権に当りますものは、政府が直接監督をして参る。かような意味合いにおいて、政府の責任においてこれを任命して行かう。こういう考へ方でございます。

○山田節男君 この公共企業体というものは、国営でなくて、こういう企業体にするといふことは、要するに政府というものはこれはしつ中変るわけでありませう。ところが事業体としては永続性を持つたものである。従つて運用もそういうふうにならなければならぬ。それから又経営委員も任期を四年としたような趣旨も、やはり公共企業体の運用というものを永続的なプランの下に、途中で政党内閣の変更に對して、公社の方針がしつ中変るといふことでは、企業健全性を非常に危くする。そういうことから、私は経営委員というものを任命し、そしてこれに一つの循環的な、ロテーション式な、常に経営委員会というものが断続ないようにせしむるといふ建前にしなければならぬ。それに、この総裁といふものが、今回こういう法案によりますと、どうも総裁は特別委員として、経営委員会の一員として重要な事項の決定に、決議機関としての一員としての地位を占める。併し実際の仕事は、業務を遂行し総理するのが総裁だ、そういうことになりませうと、公社のいわゆる経営委員会、それからこの場合の総裁といふものは、何といひますか、総裁は国会が承認した経営委員、いわゆる最高の機関といひますか、経営委員会に対する責任と義務と、か、こういうものの規定が全然ないといふことは、悪く言えば、これがその時の政府によつて思ふままに、総裁によつて自由にされる。こういう危険性が私は非常にあるのじやないか、それに対する保障といふものが無いのです。この法案には、これは、総裁は、内閣が任命するといふことになつてお

ります。この場合には、副総裁をも内閣が任命する、こういうことになつておる。ですから、これは何と言ひますか、従来の考へ方から言つて、進歩したやり方といふか、併し又我々が相愛を抱く点は、党利党略によつてこの公共企業体の政策といふものが変りはしないか。私は非常に相愛を抱くわけありませんが、総裁は経営委員会に対して何ら責任を負わなくてもいいのか、執行上の総理者として、経営委員会に對する責任はどういふように持つのか、又持たなくてもいいのか、そこに総裁が非常に独裁的に、時の内閣或いは主管大臣である郵政大臣と組めば、どんなことでもできるということになるのですから、この法案を見ますと……、そこを従来の鉄道公社あたりでは一つの予防的と言ひますか、チェックする機関があるわけでありませう。これがこの法案にないわけでありませう。これは一つの特異性として出ておるわけですが、そういう点はどういふように保障されるのか。経営委員会に對する総裁の責任、或いは経営委員会の意に反しようがどうしようが、時の内閣が自分の思ふものを総裁に据えられるといふ場合も考えなくちやいけない。そうしますと、本来の公社にする趣旨に非常に反する結果になることもあり得るのじやないか、こういう相愛を抱くわけですね。これに對して、そうじやない、そういうことはあり得ないといふ、何か大臣の保障ができれば、我々納得行くような保障がなければ私はいいのですが、この法案を見ると、この点が私はどうも納得行かない。大臣のお口から、我々の納得行くような御説明を願へれば結構だと思

○国務大臣(佐藤製作君) 山田委員の御意見は、私はちよつとつかみかねていたのですが、只今のお話でよくわかつたように思へるの、総裁が経営委員会の決定したことを違ふことをするのじやないか、或いは政府が変更することによつて、公共企業体の事業遂行の政策が変るのじやないかといふことを御心配になつておられるようでありませうが、御承知のように、この法律では、明確に経営委員会の権能と総裁以下の権能とを区分をいたしておるわけでありませう。もうすでに御承知のことだと思ひますが、重要な事項につきましては、公社の意思決定はどこまでも経営委員会が決定をする。その決定に基づきまして、総裁以下が業務を遂行して参るといふことになつてゐるわけでありませう。従つて経営委員会が決定をいたしました事柄と別な方向において業務遂行をなし得るものではないのであります。その点ははつきりいたしておりませう。総裁等の責任を追究する場合にいたしておるわけでありませう。従ひまして経営委員会、いわゆるこの事業体の重要な事項の意思決定をいたしますものについては、国会は勿論論議し得るような形になつておりますが、その意思決定を見ましたものの業務遂行といふ、その權に當るものでありますので、只今申し上げることに、政府任命でこれは十分であるといふことを考へ、同時にそれより以上の処置をとらなくともいいのじやないかといふことが第一点でありますし、又政府が変更することによつて、政策の変更を来すのじやないかといふ御心配もあるやに見



○山田節男君 その抜け途があるなら、代表は總裁のみとするというような、そういう規定は私はおかしいのではないかと思う。

○政府委員(大泉周蔵君) この点につきましては、いろいろ御見解もございまして、日銀法にもすでに定義がありますし、これで実際上差支えないのであります。又同時に、總裁の定めるところにより代表権を有するということは、すでに總裁が定めなければ代表権の範囲も不明確であるというような法規定でありまして、これは代表権の規定というものは、普通は、会社なにかの場合においては、取締役会において代表する者をきめ、又それに対する制限を加える場合はそこできめるといふのが普通であります。總裁が単独に代表権を持つため、役員が代表権を制限するといふようなことは、むしろ我々の法律観念から言っておかしいのではないかと。むしろ代理権をもちつたということが実際に適合し、又法観念上も明確ではないかというふうに考えております。

○山田節男君 この点、この間の新谷君へのあの御説明よりやはつきりしたわけでありまして、なおもう一遍研究させて頂きたいと思つております。

それからさつきの大泉の、總裁と経営委員会との関係ですが、経営委員は国会がこれを任命し得るということになるわけですが、ところが總裁は内閣の任命であるから、国会がそれに対しては手の出し方がない。而もその總裁が経営委員会で意思決定し、執行部の最高責任者である。総理する人だということになる。そういったしますと、この總裁に対して国会というものが国民

を代表してこれを監督するということができない。いわゆるその時の、ここでいけば主権大臣である郵政大臣を通じて、或いは内閣を通じてやるよりしようがないということになる。そこに私は……、而も總裁は経営委員と同じ、名前こそ違ふけれども同じ権限を持つておる。而も国会は、これに対して任命権を持たないということ、こういう国会、いわゆる国民の監督に対しては治外法権的な権限を總裁に与えておる。そこに私先ほど申し上げておるような不安が生ずるわけです。

これは大臣の御説明によれば、それは内閣の主管大臣なり、或いは総理大臣が全責任を持つて、変なことをさせないやうに十分監督するおつしやいませうけれども、併しこの建前で行くと、内閣が変るたびに總裁を又自由に首のすげ替えをやり得るといふことも、これは我々としては、法を作る場合には相当慎重にしなければならぬ問題だと思ふ。今の大臣の御説明によると、總裁というものは国会に対しては全く治外法権的なものである、かように私は解釈するのですが、それでよろしいございませうか。

○国務大臣(佐藤隆作君) 總裁は国会から御覧になつて治外法権的存在か、こういうことですが、先ほど来申しますように、内閣が任命する。その内閣自身が国会から御覧になつて治外法権的存在であれば、總裁もやはり内閣の任命であるから、治外法権的な存在だと、かように言えるかと思つて、内閣自身は国家、国民に対して責任を負うものでありますし、国会が国民を代表しておる立場から、内閣、政府自身は絶えず国会の批判を受けるわけ

であります。若しも間違つたことをいひたしますならば、政府の責任は必ず国会が追及される。かような意味合いにおきまして、先ほど国会に対する関係は直接の関係ではない、間接的な立場に總裁は置かれるのであります。私に申し上げたのであります。私は、政府が任命するといふ場合におきましても、政府自身が国家、国民に対して責任を負つてやることでありまして、政府に対して、この責任を追及されて、政府が責任を追及されておる。政府の代表である国会として、政府に対して、この責任を追及されることは当然だと、かように考えられる次第でありまして、その意味合いにおきましては政府自身が直接の責任者として国会の批判を受ける。かように考へておる次第であります。

○山田節男君 この總裁の問題は、現在の政府のこれに関する意思がはつきりしたものと、これ以上は見解の相違ありませんから、提案者の政府の意思がはつきりしたものと、これ以上追及いたしません。それからやほりこれに関連してもう一つの問題は副總裁です。副總裁は總裁の一つ腕であつて、總裁と副總裁がチーム・ワークを完全にやらなくては、この業務の運営はうまく行かない。そういう建前から、或いはこの国鉄の場合も、副總裁についてはやはり總裁の意思なり、或いは経営委員会の了解を得て、そうして總裁が任命する、これは女房役である以上は、總裁が副總裁に対して一つの好みと言ひますか、選択といふものは当然だろつと思ふ。ところが二十一條によりますと、總裁、副總裁共に内閣がこれを任命することになつておる。こういう点は、一体どういふわけ

であります。若しも間違つたことをいひたしますならば、政府の責任は必ず国会が追及される。かような意味合いにおきまして、先ほど国会に対する関係は直接の関係ではない、間接的な立場に總裁は置かれるのであります。私に申し上げたのであります。私は、政府が任命するといふ場合におきましても、政府自身が国家、国民に対して責任を負つてやることでありまして、政府に対して、この責任を追及されて、政府が責任を追及されておる。政府の代表である国会として、政府に対して、この責任を追及されることは当然だと、かように考えられる次第でありまして、その意味合いにおきましては政府自身が直接の責任者として国会の批判を受ける。かように考へておる次第であります。

こういうむしろ異例な副總裁の内閣任命といふことにされたのか。實際上それについて支障があるのではないかと申すのですが、この二十一條の第一項ですね、この点を一つ提案者である政府の御意思をはつきりして頂きたい。

○国務大臣(佐藤隆作君) 總裁、副總裁ですが、政府の任命にいたしましたのは、總裁は先ほど来申し上げた通りであります。副總裁もやはり總裁に次ぐ重要な職務を遂行するものだ、かような建前から政府任命にいたしましたわけでございます。而して只今既存の公社等の副總裁任命の際に実際に行われ、又法規から要求されておる点を講々お話しになりました。これらの点は、実際問題といたしましては非常に考えさせられる問題のように思ひますが、その実際の扱ひ方は別といたしまして、副總裁自身がやはり重要なポストである、かような意味合いにつきましても、總裁と並んで政府任命の職にいたしました次第でございます。

○山田節男君 そうしますと、いわゆる總裁、副總裁は、共に公社にとつての最高の人事であるからして、總裁すらも国会の承諾を得ない。であつたのであるから、従つてその女房役である副總裁も大臣の、内閣の意思だけで自由に決定する。これは今の国鉄の場合を考へましても、總裁は一応経営委員を推薦した者について内閣が任命するといふことになつておる。この場合には、もう全然内閣独断である。副總裁の場合にも、これは總裁の意向とか、経営委員会の意向、同意を得ないで、内閣が自由に任命し得る。こういう御趣旨ですが、それで大臣としては、よい女房役を絶対に得られる。決して總裁と

副總裁が相反して公社の運営を妨げるといふことがない。こういう御見解だろつと思ふのですが、この点私はどうもこれは了承しかねるのであります。が、これ以上私論争いたしません。

○国務大臣(佐藤隆作君) これは別に論争といふ意味ではないのですが、先ほど申し上げましたように、若し誤解があるならば、副總裁は總裁に次ぐ重要な職務だといふので、特にその任命を重からしめるという意味で政府が任命するといふことになつたのであります。總裁、副總裁のコンビの問題につきましても、政府自身勿論十分考へなければならぬところだと思ひます。従いまして実際の選考等に当りまして、その予定と申しますか、両者の予想される人々の結び付きと申しますか、總裁、副總裁という觀念に対する両者の間が緊密に行か行かないか、これは十分政府が責任を持つて見直しをつけないければならぬことだと思ひます。従いまして先ほど申し上げましたように、国鉄等の規定に当りましては、当然取入れて行かないとなか／＼うまく行かない。こういうような虞れもあるのではないかと、かように考へますので、規定に明らかに定めてありますところ、先ほど申しますように、その任命、その地位を重からしめるというやうな意味で、政府が直接任命いたしましたけれども、その選考等に当りましては、具体的に十分に考へなければならぬことは御指摘の通りであります。従いましてこの点誤解のないようにお願ひいたしますと思ひます。

○山田節男君 これは、この法案が衆



です。そうすれば同じ公共企業体の例の問題で、トランプが起きた場合でも、それによつて現在国鉄並びに専売公社が悩んでいる程度の禍いと言いますか、トランプというものは起きないというふうな解釈してよろしいですか。

○政府委員(横田信夫君) 実は、私、国鉄、専売の問題についての交渉権の範囲内において、どういうことが具体的に起つたかということについては、具体的には余り知りませんが、今のこの本法における中におきまして、事態として申上げますならば、この業務量が同じであるような場合に、人も殖やせ、ベースも上げるといふ要求があるならば、これはよつとむずかしかるう、やはりそういう意味の苦情の問題になります、やはり本法におきましても、これは官側として、経営者側として受入れるわけに行かない。国会のこの給与総額の範囲で縛られるというところに当然相成ろうと思ひます。

それから今の、今朝ほど御説明いたしましたように、この予算の弾力性の巾におきまして、四十三条の予算総則で、業務量が相当殖えるという場合において、この収入支出予算の総括的規定で、この給与総額についても、弾力性の範囲を定めるといふことが可能になつております。で、その可能になつている巾をどの程度まで政府並びに国会でお認め願えるか、その認められた範囲におきましては、今の専売公社等との比較においては、その合理的な範囲内では、或る程度問題は解決し得るという巾もある、こういうふうな了解いたしてあります。そうしますと、

いわけゆるこの予算総則によりまして、他の公社の場合とは違つて、いわけゆる流用というものが認められておられるわけですね。流用は認められておられるので、項目が違つておつてもですね。ですから若しそうだと、流用が認められておられるのだつたら、今のようない問題が起きた場合に、今あなたのおつしやつていられるような条件ならば、流用し得る金があるならば、給与総額というものがきめてあつても、それによつて緩和できるのじやないか。それがいいわけの予算の弾力性のある非常ないいところじやないか。又換言すれば、国鉄や専売公社よりも、この点は非常に巾ができていく、かように解していいか。

○政府委員(横田信夫君) このお話の点は、流用事項が弾力性の巾として全面的に適用があるか、こういうことになるわけでありまして、流用事項がこの給与総額の枠を全面的に撤回していることには相成つていないのであります。で、この流用事項というのは、或る費目を或る費目に流用するということでありまして、これはそちらの流用条項のほうでは勿論のことになつておりますが、併しこの四十三条の予算総則の中の六号として、「役員及び職員に対して支給する給与の総額」こういうことを予算総則でこれを幾らとされた場合は、この巾においては、流用自由の原則は適用しないと当然解すべきであります。従いましてその巾というものは、この予算総則に、それ以外にいわけゆる収入支出予算で、給与総額について特に弾力性を持たす規定事項をはつきりしない限りにおいては、これは弾力性はない、こういうことに

なるわけでありまして、その弾力的な事項を加えた巾においてのみ流用される、こういうことでもあります。それは、国鉄とどの程度違うかということになりますと、実はこの点については、国鉄のほうも、この業務量の移動による部分については、法文上は明白になつていないけれども、實際上非常に困つて、この国鉄のほうは、法律ではつきりいたしておりませんが、毎年の予算総則の中では、或る程度の業務量の移動による場合は、給与総額に、予算総則で、国会の御承認を得ておるようであります。従いましてその範囲において、事実上国鉄の現状とそれほど変らないと一応解釈するようほかにないのじやないか、実情はこういうふうな考えられます。

○理事(山田節男君) そうしますと、予算の弾力性、四十条の場合の要するに需要予算主義、こういうふうなこの第四十条の敷衍解釈といひますか、拡張解釈から、こういう給与の総額の苦しい枠となつた場合に、この枠を多少でも緩和するといふことはできないのですか。第四十条の精神からいへば、全然できないと解していいですか。

○政府委員(横田信夫君) 四十条は弾力性予算の本質を、これを明確にいたしましたものであります。第四十条のこの本質を具体化したします事項がおの以下の条文に具体的に現われておる、この解釈すべきだと思ひます。従いましてこの具体的な現われが四十三条、この予算総則にどういふことをきめるか、その具体的な現われを予算総則できめて行こう、こういう法体系をとつたわけでございます、そのほか

この四十条の本質からは、今の流用自由の原則及び繰越自由の原則、こういうものが鮮明されて来ているわけでありまして、この弾力性の本質を四十条に明定いたしました、四十三条でその具体的な内容を明らかにして行く。四十三条では、積極的にその弾力性をほつきりする面と、それから弾力性を縛る面と、これを四十三条に具体的に明らかにして行こう、こういう体系になつておられますので、この四十三条で明らかになつた範囲を超えるわけには行かない、こういうことに相成るわけでありまして。

○理事(山田節男君) それでは私ちよつと質問を打切つて、水橋委員、よろしうございませう。

○水橋藤作君 会社法につきまして、大臣に二、三伺ひしたいのですが、先ず公社法案が成立したから、その公社と会社との法的的要するに分離点と申しますか、契約とかすべてがなされるべきであると思つておるのですが、まだ公社が国会の御審議中でどうなるか、或いは訂正されるか、或いは否決されるかわからないのに、その相手として国際電気通信業務を民営にするという法案が出されておるのですが、これから審議する上におきまして、非常に矛盾した感じがするのですが、どうお考えになつておられるか、先ずこの点を……。

○国務大臣(佐藤栄作君) お尋ねの点がよくわかりかねるのですが、どういふ点が矛盾しておるのでございませうか。

○水橋藤作君 それでは私の質問がはつきりしなかつたと思ひますが、この公社なるものは、まだ法案として国会

で審議中でありまして、この国際電気通信会社の相手方になるものが、まだ法案として認めていられないわけなんですね。それに会社法、公社を相手にしたところの法案を提案されておる。これは根本的におかしいと思つておる。このこの解釈を説明願ひたい、こういうわけなんです。

○国務大臣(佐藤栄作君) 御承知のように、只今電気通信省が国際も国内も一緒にして仕事をいたしておられます。今後国内は公社、国際をば会社にするという考え方を以ちまして、法案を御審議願つておるわけでありまして、この国内は公社に、国際関係は会社にするという政府の考え方には変りはないのでございませう。併し実際問題といたしましては、只今御指摘になりましたように、先ず公社ができ、そうして公社から会社が生まれて来るのじやないか、かような実際の扱ひ方には相違ないか、ございませう。

【理事山田節男君退席、委員長着席】

相違はないのでございませうが、基本的な考え方は、只今申したように、国内は公社にし、国際関係は会社にす、かような考え方を支持しておりますので、同時に御審議を頂いておるような次第でございませう。その時期的な相違の点は、施行法案等で明確になつておるのであると、かように考へておられます。

○水橋藤作君 施行期日等で遅れておりますから、或るほど両法案がまあ改正もなくて、すんなり通つた場合には、これは施行面には差支えないと思ひますが、審議の過程において、この両方一括法案として審議するのは少



臣の仰せの通り、公共性を十分お認めの上で、国内の通信というものはやはり公共企業体で、幾らか国営よりも自由な、巾のある予算措置をとつて、そして国民の福祉に配慮するという事を言うておられるのですから、そういう意味から行くという、一部でも会社にされることは公共性を阻害するものだというふうには我々は考えるわけなんです。

○國務大臣(佐藤榮作君) 事業の公共性、これは誰も無視しておるわけはないと思ひます。その公共性を遂行するに申しますか、公共性が十分の効果を挙げる場合に、如何なる経営形態が適当かという問題であります。従いまして公共事業と考へられるものでも、すでに民間の会社であり、これはもう幾つもの例があるわけでありまして、これは政党内に於いては、全部公共性のあるものは国が直営しなさい、いかにという議論もしておられますが、私どもはさうは考へない。問題は、その事業の十分目的を達する、公共の利便を増進することができる経営体であることが望ましいのであります。先ほど来申上げておられますのは、かような観点に立ち、国内の電信電話は公社形態が望ましいし、国際の業務は、これは会社が結構だと、かように考へてゐるのであります。別に事業の公共性を無視しておると、こういう考へ方ではないわけでありませぬ。

○水橋藤作君 会社でも十分公共性を守れるという考へ方に立つた場合は、国内の電信電話も会社にする可能性ができるというふうには我々は考へるもので、この点をお伺ひしたのでありますが、公共企業体よりも会社のほうが公共性を

守れるのだという事になりまして、そういう矛盾が出て来ると思ふのであります。そういう意味において一応質したのであります。例を挙げますならば、民営或いは公共企業体、国営と三つに分けた場合、特に私から申上げるまでもなく、通信は、憲法で保障したところの通信の秘密を確保しなけりやならん。こういう面に至つても、これからのいゝな国際情勢の変化によりまして、民営会社でやつてゐるが故に独占性があるとか、或いは文書の秘密がばれるとかといつたやうな、公益性から外れた場面がないと誰が保証できませぬ。これは我々が一番心配するところでありまして、この点に對してどういふ、つまり会社に於いて、これを国営以上に、或いは公共企業体以上に、そうした我々の心配するところが守られ得る見通しを持つておられるか、その点を一つ……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 国際関係を会社でやつたら秘密が保てないのじやないかという御心配のようですが、アメリカ自身が、会社経営でありまして、さういふ議論は聞いておりませぬ。又事業の経営形態の問題になりませぬが、公共性のある事業で、まあ例えば電氣のような問題にいたしましても、これは会社でやつておるとか、これは唯一の形態は公社或いは直営でなければならぬ、かようなものではない。幾つもの先例もあることではありますので、一概に会社ではないのだ、国営でなければならぬのだ、こういう議論には私も賛成をしかねるのであります。それよりも、どういふやうな経営形態にすれば、その事業が真に狙つてゐる公益の増進を

図り得るかどうか、これを一つ考へることである。やはり公益を増進するといふことは、事業の基礎が強固になり、活発な活動ができるのでなければならぬ。かような考へ方に立つて見ますと、他の問題よりは、国内の問題は公社が最も適當である、又国際関係においては会社がこれは適當であると思ひまして、かような考へ方をいたして參つておるのであります。只今御懸念になるやうな点は、幾多の例から考へましても、立派にその目的を果し得る、かように私も考へております。

○水橋藤作君 この点も我々と見解が違ふのであります。国際だけを会社にすることによつて公共性を守り得られるといふことも考へられないし、それから先ほど米國は民営でやつてゐるから、秘密は守られてゐると言われませぬが、米國の国情、又今までの取扱いの觀念と違ひまして、今までの国営が、公共企業体から一足飛びに民営になるという事になり得ることによつて、さういふことは起るのじやないか。又もう一つ通信の独占性、まあ要するに利潤を目的とするのですから、結局自然に公平を欠き、儲かるほうへ重点を置くのは當利を目的とする会社であり得ることなんで、さういふ方面は、どういふ方法によつてさういふことはいないかと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) どうも先ほど来水橋さんの御意見を聞いております、非常に利益という事に重点を置いておられるやうであります。水橋さんの党は、利益本位に動かれる考へ方か知れませんが、私どもの党は、又政府はさういふ考へ方をしておらない。その点は先ほど申しした通りでありますので、どうも立場が、利益本位に物事を考へられるお立場にあるあなたと、私どものやうな立場から物事を判断するのでは、議論はどこまで行きましても了解点には達しないように思ひます。

○水橋藤作君 私どもの党は利益本位に考へてゐるといふお言葉は、ちよつとあなたの見當違ひだと思ふのです。私は党として、利益本位にやるといふ党の政策は持つておりませぬ。むしろその点は、我々よりも自由党のほうにあるのではないかと我々は考へます。(笑聲) これはいいかといひましたし、独占性ですね。仮に先ほど申しました通り、公共企業体から会社にしなければならぬという理由がどこにあるかといふこと、我々を言つて言われませぬが、一番儲かる。仮に、開くところによれば、財産が四十億の価値があるものを二十億という安い値段で払下げ、その間に一儲けするのではいかと自分は見えておるのですから、この間にどうしたことが取引されることによつて、いゝな問題が起きて来る。今日までの事実がそこにあるので、我々はそれを指摘したのであります。(笑聲) 次に移ります。国営及び公共企業体と会社と、これ三つを比べましても、国際的に電波の割当その他に對して、どれにどれだけの損があつて、民営にどれだけの得があるかといふことの御意見を願ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 国際的な電波の割当の問題につきましては、政府自身が責任を以て処理する問題だと考へております。従いまして国内が公社

になつておるとか、或いは国際関係が会社になつておるとか、かような経営形態とは関係がないことだと、かように考へております。

○水橋藤作君 そういたしますと、電波の割当なんかをもちう場合は、民営で自由に交渉できるから、電波の割当その他には民営のほうがいいといふやうにお考へだと思つたのですが、さうでないとするならば、これ又民営にしても、どこにどういふ特典があるといふことも立証できないと思ふ。それから資金面につきましても、國が資金融通もしないのに、民間からさう無制限に資金が入るとも考へられない。そこで又現在設備の保守をなさる場合、大よそ民間ではどのくらいの保守費用を見積つて、さうしてこの保守が完全にできるかどうか、又利潤の話が

出ましても、お叱りを受けるかわかりませぬが、やはり利潤を目的とするからには、この保守が完全にできない、目的を阻害するやうなことがありやしないかといふことが、やはり我々は心配になるわけなんです。その点について、公共企業体であり、国営であれば、それは國の力によつて、國會で決めてすべてをやるのですから、國の力と相付たものができますが、特殊会社でやることによつて、さうしたトランプがあるかのように我々は考へるのですが、この点は如何でしようか。

であります。若しきようなお考え方であるといえますれば、先ほど来申し上げましたように、私どもは事業自体の持つ使命を遂行する上において、最も望ましい形態、言い換えてみますれば、電信電話のような事業であれば、如何なる経営形態であつた場合に一番よく公益を増進し得るか、かようなことを考えるべきなので、その基本的に国営論でなければならぬ、こゝういふ前提に立つてのお考え方だといえます。と、なか／＼御理解が行きかぬるので、国営が最上であり、最善のものだと、かようなお考え方をなさらないで、むしろ私どものような考え方に、自由奔放な考え方を申しますか、むしろその使命遂行にふさわしい、どうしたら最もよく目的を果し得るか、かような観点で経営形態を考えて頂きたい、かように考える次第であります。この根本的な物の考え方が、先ほどの御議論になつておるのじやないか。この点で議論をいたしても、なか／＼、お立場の問題もありましようし、一致はしにくいのじやないか、かように考えます。

○水橋藤作君 只今のお話では、先ず公共性を百パーセント發揮するには、公共企業体、或いは国営だけを会社にすることが一番よかつたといふことになりまうと、この反対に、今日まで国営でやつていたことが、日本が今日までやつていたことが大きな間違いであつたといふふうに考えられるので、我々はそういうふうには考えないで、国営で十分だ。なし得るのだ。ただなし得られないのは、通信事業に対して、国が、政府が余りにも冷淡である。も

う少し通信というものに対しての関心が、又或いは協力、もう少し熱意があつたならば、国営によつてやるのが一番正しいといふ見解に立つておるの、只今の公共企業体或いは会社案を立案された政府とは意見の異なること、これ又止むを得ないと思つておるであります。大体において、私はこの逐条審議をする前に、總括的に、見解の差異の点は止むを得ないとして、これからはお互いに議論をしても、時間的にも無駄でありますから、總括的の質問はこの辺で打ち切ります。

○山田節男君 これは今大臣が丁度おられるから、總括的な質問の意味で御意見を伺うのですが、今回この国際電信電話会社ができるについて、前の国際電信電話会社の株主の連中が当委員会に請願を出して来たので、過日來持株整理委員長或いは清算会社の代表者並びに政府の当時折衝したかた／＼等から詳細事情を伺つたわけですね。それで、関係者の意見を、或いは当時の事情を十分聞いたわけですね。前に私申上げたと思つておるが、これは占領軍政下において、いわゆる法律を超越した、又法律よりも強い当時の連合軍最高司令官の覚書によつて、政府が何ら希望せずして、無理やりに押付けられたという経過が実はつきりしておるのです。のみならず、政府としては、過日山岸政府委員の説明によつても、旧国際電信電話に關しては、非常に好意を持つてやつたと、これも私は十分政府が最善の努力をされたこともわかるのです。ところが今回こゝうして国際電信電話を民営に移される。いわゆる公社にしないで、三段跳びに一挙に民

營に移行する。これについて請願を出された旧国際電信電話の株式会社の願意というものが、これは法的にはともかくとしても、こゝういつたような問題は、一種の政治道義と申しますが、殊にこの問題は占領軍政下において最高指揮官の覚書によつてやつたのだ。農地法によつて土地の解放が行われた。これに対して犠牲を受けた者はやはり今日そのままであつて、国家に何ら補償を求めたこともできない。こゝういふ理窟もこれは立ちます。併しこれは、農地解放については、少くともこの場合におけるようにいわゆる帳簿価格によらないで、時価によつてやつた。それは勿論小作人として、十分これは従來の小作人が自作農になつたという点においてまあ利益がありますし、又それ以上経済上の利益もあつたらうと思つて。併しこの場合は、とにかく終戦後これが政府の所有となつて以来、先ほど來水橋委員が指摘されるように、とにかく一カ年開十七、八億から二十億のまあ黒字になつておつたといふことは、これは間違いない事実です。ところが今日こゝういふ民営に移ることになつた。而もその移る、今度政府が、国家が出資する現物出資の主なる面は、旧国際電信電話会社のものであつた。而も資本金が二十億円以上になつた。こゝういふことになりまうと、やはり又旧株主として、法的にはともかくけれども、道義上何と申してもわづらなればいかんといふのが我々に出されたこの請願の趣旨だろうと思つたのです。そゝういふわけで、つまり今後この法案が成立しまして、いよ／＼これを設置する場合に、こゝういつたような輿論、それから私も零細な株主だつたの

で、いろいろ出された委任状というものをみますと、成るほど零細な株主が多いのです。数にして六千人ばかりあるのです。これに対して何かの、補償というところをおかしいですね、これに対して政府として少しでも、これに對して政府として少しでも、非常にアンフェアな結果になつた、これは政府の意圖しないことであつた。政府に罪はない。けれどもとにかく民營にするといふことに際しては、そゝういふことについて、何らか大臣としてお考えになつておるかどうか。その点をお聞きしておきたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今回国際電信電話について、会社を考へます際、只今御指摘になりましたやうな旧国際電信電話の關係者のかた／＼の処遇を何か考へたらどうか、又それらの人たちが私どもに陳情もあつております。只今お話を伺へば、国会にも救済方について請願が出ておるということでありまうが、この扱ひ方も誠にむづかしい困難な問題のやうに思つておるやうにして、只今もお話にあつたが、法律的に考へますと、どうもその法的なつながりといふものは考へかねる。成るほど占領軍の特別命令によつて政府に引継ぎされた。そして只今清算に入つておる。当時の事情といつたしまして、その処置は止むを得なかつたことであらうと思つた。政府側から見れば、政府側が積極的に行動したとか、或いは非常な悪意を以てこの問題にぶつたかつかつたか、こゝういふ点は見受けられない。むしろ政府側は、当時の關係者といつたしましては、非常な好意のある処置をいたしたと申します。今回のやうに、二年足らずでそれが会社になる。そしてその場合に

おいて、時価の変動等も勿論あることだと思つておるが、相当金額においても巨額な差異がある。かように考えますと、旧国際電信電話に關係されたかた／＼に對しましては、まあ御同情申し上げるのは、これは當然のことであり、又私どももいたしまして、心から御同情はいたしております。只今も山田委員から修理を戻したお話を尋ねがりましたが、私どもも率直に申すと、さやうな気持ちでいるわけでありまうが、ただ問題は、先ほどから御議論があり、又只今も申し上げましたやうに、法的の關係といふものを探すと、どうも法律的に物事を判断して行くことが、法律的にこれを判断いたしませんと、どうも關係は先ずないと申しますか、どうもそこを關係をつけるとは法律的に無理なやうに考へるのであります。そこで過日來衆議院の電気通信委員会におきまして、この問題についてのお尋ねがありましたので、只今申上げるやうな気持ちを率直に披露いたした次第であります。で、私ども心から御同情申上げておりますので、これを何か具体化するいい方法がありませんならば、それは考へても差支えないじやないか。併しながら特別な方法は考へかねるので、ただ民間会社が今回生れるのでありますので、民間で行われておるやうな方法、それを取り得るならば、そゝういふことは考へても、これは常識的に許されることではなからうか。たとえて申して、これがはつきり意思を決定しておるわけのものではないけれども、民間等におきましては、増資をするやうな際におきましては、縁故募集といふやうなことは、これは普通に行われることであります。

かような方法が今回の会社設立の場合において採用し得るかどうか、こういうことがまあ唯一、その残されているただ一つの考え方ではないか、かように考えるわけでありませぬ。併しながらこの考え方に只今も意思を決定しておるとか、政府がその考え方で物事を見たとおると、かような感じを与えること、これは又非常なる誤解を受けることだと思ひますが、何らかその適切な方法はないだろうか、かような意味合いでいろいろ研究いたしておるといふことが現在の実情であります。で、私はこの問題については、別に間違つたことをする考え方はない、又この処置如何をとかやく批判を受けることは、これは誠に迷惑至極もないこととありますので、批判を受けるようなことはしたくない。併しながら旧会社の関係のことがたがたは心から御同情を申し上げておりますので、何かいふ案はないかといふので、まあいろいろ研究しておるといふことが率直な実情でございます。

あるし、金が要るといふので、これは何年回収しておるかかわらないといふので、非常に安く叩いて或る人が買つたのです。そうしたら今度まだ独立に参りませんが、十五、六倍の値段で他の者に、接収されながら売つちやつたわけですよ。それで一つの問題になつて、当時の軍政部に行つて、その事情を未亡人が訴えた。ところが軍政部では非常に同情して、今度は向うさんの力で以て、そういう不当な売買を是正したという実例があるわけですよ。これは決して、今回のこの国際電気通信会社の財産を政府が吸収した場合と、これは同じようには勿論とれませんけれども、そういう事態が私どもの身近にあるわけですよ。今日占領軍政が解けてしまつて、そして民営会社としてデビユーするということになれば、旧株主が曾つて自分のものであつたものが向うさんの意思で政府に取上げられた。そして政府はこれで非常にとろろをあつためる。民間の財産を結果において没収して行く。これが膨大な利益を得るといふところに一つの株主としての、これは主張もありませんけれども、そういう願意を生じるといふことは私は自然だろつと思つて。そうした今の大臣の御発言のような心構えで、これは一つの政府として徳義上、何かの政府に都合のいい、旧株主に幾分かこれに補償されたといふやうな気分が起る程度に一つの御手段をとつて頂ければ、私はこういうふうな請願をされたようなことは、円満に解決するのではないか。これはもとより大臣並びに一般官脳部のかたへ、当時の事情をよく知つていらつしやる。これは別に正式の請願として当院は採択したわけでもありません。過日來のいろいろの参考人からお聞きして、できればそういう願意を公平に妥當に、またできる範囲において政府が時の問題として考へてやる。かようにして頂ければ結構だと思ひます。大臣のお話も、できればそういうふうにしたといふ御意見だと、かように私は解釈して質問を終わります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 別になければお答えする要はないように思ひますが、只今のお話で、実は私も御同情は申上げておりますが、まだ名案を得ていないのであります。従ひましてかようなことをお願いすることは如何かと思ひますが、皆様方におかれまして、名案がありましたら一つお示し頂いて、政府を御機嫌願えれば誠に仕合せに存じます。この機会に甘えて一言発言いたしておきます。

○委員長(鈴木恭一君) 明日は午前十時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。午後四時二十八分散会

六月十四日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、長野県にテレビジョン放送中継所設置の請願(第二七四二号)
- 一、民営テレビジョン放送実施に関する請願(第二八〇六号)
- 一、盛岡電話局庁舎新築等に関する請願(第二八〇七号)
- 一、長崎県波佐見、波佐見金鉱兩郵便局の電話交換事業統合に関する請願(第二八〇八号)

一、秋田県に公共テレビジョン放送設備設置の陳情(第二二七号)

第二七四二号 昭和二十七年六月七日受理

長野県にテレビジョン放送中継所設置の請願

請願者 長野県議会議長 片桐知從

紹介議員 木内四郎君

テレビジョン放送の実現は、国民挙げての熱望であり、政府もこれが実現に努力している由であるが、これが実施に当つては、放送網の整備を図り、とくに地理的悪条件の長野県南北にそれぞれ中継所を設置せられたいとの請願。

第二八〇六号 昭和二十七年六月十日受理

民営テレビジョン放送実施に関する請願

請願者 秋田県由利郡上川大内村長 阿部亮藏外七十名

紹介議員 鈴木安孝君

テレビジョン放送の実現については、民営、公營の二案が論議されて、年間に二十五億円の国家保障を必要とするに反し、民営放送は国民に負担を負わさないこと。また民営放送による場合は、アメリカの発達した機械をそのまま利用でき、最初から勝れた施設を利用できること等を考慮せられ、これが

実現に當つては民営放送の実現を図りたいとの請願。

第二八〇七号 昭和二十七年六月十日受理

盛岡電話局庁舎新築等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市議會議長 北太郎

紹介議員 鈴木恭一君

盛岡電話局の局舎は、昭和二年の建設以來二十数年を経過しているため、現下の実情に合はず、町勢の発展に應じて増加している需要に対して一口の増築さえも望めない実情にあり、また局舎が狭いため従業員に危険さへ憂慮されているから、同局の局舎新設および交換方式への改善をすみやかに実現せられたいとの請願。

第二八〇八号 昭和二十七年六月十日受理

長崎県波佐見、波佐見金鉱兩郵便局の電話交換事業統合に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡上波佐見町長 一瀬忠一外三名

紹介議員 藤野繁雄君 秋山俊一郎君

長崎県波佐見町には、電話交換業務を行う局として波佐見郵便局と波佐見金鉱郵便局の両局があるため、同町内の通話に長時間を要し、しかも市外通話として取り扱われるため不便かつ自由なこととより、両局に申込む長距離通話に際し、「波佐見金鉱局」を

単に「波佐見局」と誤る等により、はなはだしい混乱をきたし、同地方の通信機能をいちじるしくはばんでいるから、両局の電話交換業務を統合せられたいとの請願。

第一二二七号 昭和二十七年六月

九日受理

秋田県に公共テレビジョン放送設備設置の陳情(三通)

陳情者 秋田市大町三ノ六ノ一

七秋田県指導農業協同

組合連合会長理事 長

谷山行毅外七名

テレビジョンの全国的普及をはかりかつ本県民も一日も早くその恩恵に浴し得るよう日本放送協会による公共テレビジョン放送の免許を促進し、その放送局をすみやかに秋田県に設置するよう適当な措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十七年十月二十五日印刷

昭和二十七年十月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局